相続税の申告書(続)

FD3524

第1表(続)(平成十六年分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

○フリガナは、必ず記入してください。

	※申告期限延長日　年　月　日	※申告期限延長日　年　月　日
	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	年　月　日(年齢　歳)	年　月　日(年齢　歳)
住所(電話番号)	〒 (　－　－　)	〒 (　－　－　)
被相続人との続柄／職業		
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号		

区分	項目	番号	財産を取得した人	財産を取得した人
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②		
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③		
	純資産価額(①+②−③)(赤字のときは0)	④		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤		
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	000	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額			
	相続税の総額	⑦		
	一般の場合　あん分割合(各人の⑥/Ⓐ)	⑧	.	.
	一般の場合　算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨	円	円
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合　算出税額(第3表⑬)	⑩		
			相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑬欄の税額を記入します。	
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑪	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除　暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑫		
	税額控除　配偶者の税額軽減額(第5表Ⓞ又はⓈ)	⑬		
	税額控除　未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	⑭		
	税額控除　障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)	⑮		
	税額控除　相次相続控除額(第7表⑬又は⑱)	⑯		
	税額控除　外国税額控除額(第8表1⑧)	⑰		
	税額控除　計	⑱		
	差引税額(⑨+⑪−⑱)又は(⑩+⑪−⑱)(赤字のときは0)	⑲		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑧)	⑳	00	00
	小計(⑲−⑳)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑		
	納税猶予税額(第8表2⑦)	㉒	00	00
	申告納税額(㉑−㉒)　申告期限までに納付すべき税額	㉓	00	00
	申告納税額(㉑−㉒)　還付される税額	㉔	△	△

(注)　㉑欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉑欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの㉔欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄				
申告区分		年分	名簿番号	
申告年月日		グループ番号		検算印